

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の概要

◎企業が地方創生を応援する税制を創設

地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置が設けられました。これにより、企業による地方創生の応援団の輪が広がることが期待されています。

1. 地方公共団体の創意工夫と企業の社会貢献

地方公共団体が創意工夫し、我がまちの地方創生事業を企業へアピールするために政策面のアイデアを競い合うことで、より良い地方創生の取組みが展開されることが期待されています。

企業におかれましては、その趣旨に賛同できる地方創生の取組みがあれば、地方公共団体の地方創生事業への寄附という形でご協力いただくことで、企業の社会貢献につながり、より一層のイメージアップも期待できます。

2. 優遇措置の対象となる寄附とは

国の認定を受けた地域再生計画に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対し、平成32年3月31日までにを行う寄附が対象となります。

【留意事項】

- ①優遇措置の対象となる企業は、青色申告書を提出する法人です。
- ②企業の本社が立地する地方公共団体への寄附は、優遇措置の対象となりません。
- ③財政力が高い三大都市圏の一部の自治体への寄附は、優遇措置の対象となりません。
- ④寄附を行うことの代償として経済的利益を受け取ることは禁止されています。

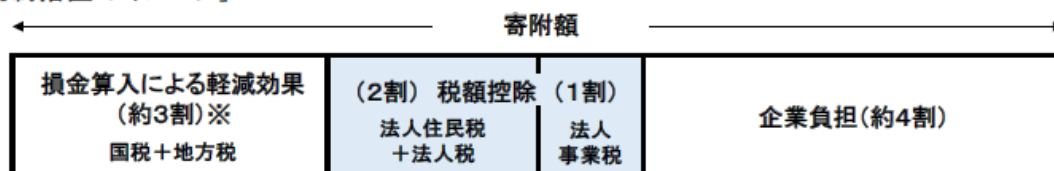
3. 優遇措置の対象となる寄附額はいくらかから

1 企業における 1 事業当たりの寄附額の下限は、10万円となっています。

4. 税負担の軽減効果はどれくらい

これまでに比べ、軽減効果が2倍になります。

[税制措置のイメージ]



※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果がある。

上図の「税額控除」が新たに設けられた優遇措置です。これにより企業負担は約7割から約4割に軽減されます。

例えば、企業が地方公共団体に1,000万円寄附をした場合、これまでの制度では、寄附額の約3割(約300万円)の税の軽減効果がありました。地方創生応援税制では、新たに寄附額の3割(300万円)が税額控除され、これまでの2倍の約600万円の税の軽減効果があります。

5. 税目ごとの優遇措置の内容

新たに設けられた税目ごとの税額控除は、以下のとおりです。寄附額の3割が控除されます。

- ① 法人住民税
寄附額の2割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② 法人税
法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)
- ③ 法人事業税
寄附額の1割を税額控除(法人事業税額の20% (※) が上限)
(※) 地方法人特別税廃止後は15%